

随意契約結果一覧

所属(課名) 建築開発課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の開 催の有無	備考
建築行政共用データベースシステム利用契約	平成30年4月1日	一般財団法人建築行政情報センター	2,517,000	2,516,832	建築行政共用データベースシステムを「財団法人 建築行政情報センター」より導入しているため、システムに精通しており、競争入札に適さない契約であるため。(地方自治法施行令第16条の2第1項第2号)	無	
松阪市指定道路等台帳整備 補正業務委託	平成30年11月2日	株式会社パスコ三重支店	1,571,400	1,274,400	<p>本市の指定道路等台帳は、平成20年度に(株)パスコ三重支店と契約し、平成20年度及び21年度の2年間で整備され、平成22年度から29年度にかけて補正を加えたものである。</p> <p>指定道路等台帳は、国土交通省の定めた書式であり、指定道路調書及び指定道路図で構成されているが、これらを作成する地理情報システムのプログラム、データ入力方式等は業者が独自に開発したもので互換性はなく、平成22年度以降、すでに整備された情報をベースとして、追録・変更・削除等の作業を積み重ねていくこととなります。</p> <p>他業者による場合、地理情報システムを新規導入するか、既存のデータを一旦その業者自身が扱えるデータ形式に変換した上で作業をする必要があります。その際に、データ変換によるエラーが混入する可能性もあります。変換作業やエラーチェックは、業者単独で実施することが不可能(株)パスコのサポートが必要)であり、かえって余計な工期と経費がかかります。また、異なるシステムを用いることで、データの整合性について課題が生じます。</p> <p>また、指定道路台帳補正業務を他業者で行う場合、統合型GISによる使用は見込めません。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、(株)パスコ三重支店と随意契約とした。</p>	無	平成31年2月26日 変更契約金額 1,524,960円